

監 第 44 号
令和8年7月27日

寒河江市長 齋藤真朗 殿
寒河江市議会議長 柏倉信一 殿

寒河江市監査委員 大沼 勇
寒河江市監査委員 佐藤 耕治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

1 監査の種類 定例監査

2 監査対象 財政課

3 監査着眼点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監査実施月日 令和8年7月7日

5 監査実施場所 監査委員事務局

6 監査の実施内容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監査の結果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)契約事務について

- ・ 施行伺いに随意契約根拠条項及び随意契約理由の記載がないもの、随意契約の見積積算の期間が短いもの、設計金額による施行伺い等の専決区分の誤りがみられる。
- ・ 変更契約金額に誤りがあるもの、約款に規定する、工程表や請負代金額内訳書がないものがみられる。

(2)市有財産の貸付及び借入について

- ・ 賃貸借契約執行伺いの専決区分に誤りがみられる。